

魏晉南北朝隋唐期の禪讓における即位儀礼

——即位場所・告代祭天を手がかりに——

柴 棟

はじめに

周知の通り、魏晉南北朝隋唐期の王朝交替は主に「禪讓」という方式によって行われたが、それに伴い王朝交替を正当化するための諸々の儀礼制度が創出された。それらの制度の中には、この時期における王朝の規範となつて踏襲されたものがある一方、⁽¹⁾制度の発展と政治的事情とに⁽²⁾応じて変更されたものもある。そういった数多の禪讓儀礼の中で、即位儀礼は新王朝の皇帝権力の正当性と權威性に直接に関わる極めて重要なものであつたといえよう。⁽³⁾同じ「即位儀礼」でも、新王朝の開国君主の即位儀礼と、二代目以降の帝位継承の即位儀礼とは性格が異なり、本稿で注目するのは前者の開国君主の方である。魏晉南北朝時代の禪讓においては、開国君主らは通常は壇場（南郊）で皇帝位につき、そして自ら天を祭る。これに対して、後の隋唐の開国君主らは正殿の中で皇帝位につき、さらに自ら天を祭るのではなく、有司を派遣し天を祭らせる。この変化については、すでに幾人かの研究者が言及しているが、なお異なる視点から検討する余地がある。

この変化については、つとに尾形勇氏が着目していたが、主に「皇帝即位」と「天子即位」という視座にもとづき、璽綬と「冊」を拝受することが皇帝即位、柴燎告天が天子即位の儀式と論じるのみで、それ以上に踏み込んだ検討はない。また、隋唐で即位の場所が変更された理由は、通常の「伝位」の場合と同じく、「皇帝即位」が嘉礼であつたからだと思なした。⁽⁴⁾一九七〇年代以降、中国古代の皇帝祭祀について精力的に研究成果を公表してきたのは、金子修一氏である。金子氏は、皇帝祭祀について考察した一連の論文において、先述した即位儀礼の変化に言及している。⁽⁵⁾金子氏は主に儀礼の面、とりわけ即位儀礼の変化と有司撰事の常態化などを手がかりとして考察を進めたが、この変化と当時の現実的な政情との関係には十分な検討が及んでいない。その一方で、金子氏は即位式自体が宮中で行われたことの意義については、それまでの王朝交代時における即位儀礼の内容と比較しながら、さらに考察を深めていく必要があるとの課題を提示している。⁽⁶⁾この課題については、これまでの諸氏の研究においても大きな進展は見られないが、筆者は金子氏の提言を踏まえて、この課題についての研究を深化させることが重要だと考えている。

また、有司撰事の問題については、隋唐では告代祭天の際に有司を派遣しているが、誰がいかなる事情で派遣されたのかという問題は、これまでの研究では注目されてこなかった。管見の限り、わずかに陳成国氏が後述のように唐の告代祭天の使者について若干の言及をしているのみである。⁽⁷⁾

よって本稿では、主に魏晋南北朝隋唐時代における受禪者の相府などの位置、及び隋唐の受禪時における政治情勢に関する分析を通じて、魏晋南北朝隋唐期の禪讓における即位儀礼に現れた変化の原因を探り、礼制以外の要素

が即位儀礼の形成・変革に与えた影響を解明してみたい。これは、禪讓の伝統における魏晋南北朝時代と隋唐時代との相違点や関係性を理解する上でも極めて重要なことである。また、同じく禪讓によって創建されたものの、魏晋南北朝の王朝と比べて不安定な政治情勢の中でそれが行われた隋唐王朝の性格を解明するためにも、さらにそれが前近代中国における開国君主の即位儀礼を行う場所を考察するためにも必要なことである。したがって、本稿では、前述の即位場所や告代祭天の実行者などの変化について主に二つの方面から考察する。まず第一節では魏晋南北朝期の、そして第二節では隋唐期の禪讓における即位の場所を整理し、その変化の具体相と場所が変遷した原因を考察する。さらに第三節では、隋唐期の皇帝に代わり派遣された告代祭天の実行者について考察する。

一 壇場・魏晋南北朝期の禪讓における即位の場所

すでに趙翼が述べているように、曹丕が禪讓という方式によって漢魏王朝の交替を完成させた後、魏晋南北朝隋唐期の王朝交代ではこのモデルが採用されていく。⁽⁸⁾なかでも、曹氏父子が創建した諸々の儀礼制度は後世に模倣されることも多く、皇帝位につく時に必要なプロセスとなっていた。例えば、漢魏交替時に魏王・曹操の妻子に用いられた「王后」・「王太子」という名号は、魏晋南北朝隋唐期の各政権に対して深い影響を与え、禪讓を進行させていくプロセスの中で、新王朝の開国君主の妻子が帯びる称号となった。⁽⁹⁾では、これらの儀礼制度における即位の場所はどうであったのだろうか。まず、漢魏王朝交替における魏の文帝・曹丕の即位の場所に関する史料を見よう。『三国志』卷二文帝紀、延康元年（二二〇）十月の条（中華書局、一九五九年、六二頁）には、

乃ち壇を繁陽に爲る。庚午、王は壇に升りて阼に即き、百官陪位す。事訖るや、壇を降り、燎を視て禮を成して反る。⁽¹¹⁾

とあり、裴松之の注が引く『獻帝伝』所載の同月辛未の告天文（七五頁）には、

謹しみて元日を選び、羣寮と與に壇に登りて帝の璽綬を受け、爾大神に告類す。⁽¹²⁾

とある。さらに、このとき壇場を設けたことについて、その前の乙卯条の尚書令桓階等の上奏文（六八頁）には、

又奏して曰く「（中略）今、禪代の命を受くるに當たり、宜しく百寮羣司・六軍之士を會し、皆な行位に在らしめ、威なをして天命を觀しむべし。營中は促狹なれば、平敵の處に於いて壇場を設け、休命に奉答すべし。（後略）」⁽¹³⁾

とある。これらから見ると、曹丕は軍を引き連れた南巡の途中に訪れていた繁陽に壇場を作った後、壇に登り皇帝位につき天を祭った。⁽¹⁴⁾

さらに、咸熙二年（二六五）十二月壬戌、魏の元帝・曹奐は群公卿士を派遣して南郊に壇場を設け、晋王・司馬炎に帝位を讓る詔を下した。⁽¹⁵⁾『晋書』卷三武帝紀（中華書局、一九七四年、五〇～五一頁）には、

泰始元年（二六五）冬十二月丙寅、壇を南郊に設け、百僚の位に在るもの及び匈奴南單于・四夷の會する者は數萬人、柴燎して上帝に告類して曰く「（中略）」と。禮畢り、洛陽宮に即きて太極前殿に幸し、詔して曰く「（中略）」と。是に於いて大赦し、改元す。⁽¹⁶⁾

とある。これによると、晋の武帝・司馬炎が即位した壇場は、即位の四日前に曹奐から群臣に勅命が下されて設置

されたものであった。そして、司馬炎は壇場で皇帝位に即き告天した後、太極前殿へ赴き大赦・改元を行ったのである。

右の記述に拠る限りは、司馬炎が南郊で即位した後、直接太極前殿に赴いており、途上で他所に立ち寄っていないことになる。ただし、晋の武帝の治世を生きた段灼が、昇進の見込みがなかったため、長期休暇を取り帰郷しようとした際に、息子を派遣して上奏した表文には、

陛下の禪を受くるや、東府より西宮に入り、兵刃は天を耀かし、旌旗は日を翳う。⁽¹⁷⁾

とある。この東府は司馬炎の即位前の洛陽に位置する相府であり、西宮は皇帝が住んでいる洛陽宮である。⁽¹⁸⁾ 段灼は鄧艾に従って蜀を破って功績があったため、曹魏の時代に関内侯に封ぜられ、後に議郎となった。⁽¹⁹⁾ 司馬炎が受禪する際に段灼が立ち会ったのか否かは不明であるが、段灼はその時期に活躍した人物であるため、彼が司馬炎にたてまつった表文に虚構が含まれているとは考えにくい。その言によれば、受禪の当日、司馬炎は相府から洛陽宮に向かったようであり、南郊から出発したのではない。ところが、それでは先に引いた『晋書』武帝紀の記載と食い違ってしまう。この点については、段灼は司馬炎の身分が相府から天子になったことの修辭として、相府から洛陽宮へ移動するという空間の推移を表現し、そのために南郊へ赴いたことが省かれたと考えられよう。故に、司馬炎は相府から南郊に行き、即位した後で洛陽宮の太極前殿に赴いた、と考える。

東晋時代、一度は禪譲によって楚を立てた桓玄もまた、当時いた姑孰城南で壇場を設けた後に登壇即位して告天している。⁽²⁰⁾ この壇場について、『資治通鑑』は、「庚寅朔、玄、壇を九井山北に築き、壬辰、皇帝位に即く⁽²¹⁾」と伝え

る。いずれにせよ、魏から晋への禅譲及び桓玄による楚の創立においては、いずれも壇場を設けて、壇場で即位告天するという即位式が採用されていたのである。

魏晋の影響を受けて、南朝（宋・齊・梁・陳）の王朝交代も禅譲によって進められた。各正史によると、南朝の開国君主はいずれも南郊に壇場を設け、壇に登り即位告天した後、太極前殿へ赴き大赦・改元を行っている。⁽²²⁾ さらに、侯景が禅譲によって漢を立てた時にも同じような儀式が採用された。⁽²³⁾ 注意すべきは、西晋及び南朝の王朝交替に伴う即位に関する史料には「設壇」⁽²⁴⁾ という表現が見えるだけであり、それらの南郊の壇場は古い壇（郊壇）をそのまま用いたのか、あるいは新築したのかについては判然としないことである。註（42）に引用する隋の博士何妥の上奏文に拠れば、南朝においては壇場が都から離れてはおらず、いずれも都の南郊にあり、南郊以外の場所に壇場が築かれることはなかったという。⁽²⁵⁾ だが一方、劉裕の即位について、『資治通鑑』には、「王、壇を南郊に爲り、皇帝位に即く。禮畢り、石頭より法駕を備えて建康宮に入る」⁽²⁶⁾ とある。後掲の図に見える石頭城・建康宮（台城）・南郊①の位置から見れば、南郊で登壇し即位した後、わざわざ石頭城を経由したうえで建康宮に戻るとい劉裕の行動はやや不自然であるように思われる。また『宋書』謝晦伝に拠れば、劉裕は石頭城で登壇し即位したという。⁽²⁷⁾ したがって、『資治通鑑』のいう「南郊」は、石頭城の南を指し、劉裕が登った壇場は東晋で従来用いられていた南郊の郊壇ではなく、石頭城の南に新たに作られたものだと考えられる。また、『隋書』礼儀志に拠れば、永定元年（五五七）に陳霸先が受禪するにあたって南郊で使用した壇は、梁の南郊の郊壇に比べてやや小規模のものであった。⁽²⁸⁾ 陳霸先が即位した時に登った壇は、既存の前王朝の南郊の壇を改修したものと考えられることもできよう。以上か

ら、南朝の開国君主たちが登壇し即位告天を行った壇場は、既存のものを利用したケースもあれば、新築もしくは改修されたものもあると想定することも可能だろう。

ここで注意すべきは、南朝の開国君主たちは司馬炎のようにいずれも南郊で即位して告天した後、正殿に行き大赦・改元を行ったということである。司馬炎の相国府の位置に関する史料は少ないが、南朝の開国君主の場合、相国府と南郊との位置を把握することができる。趙翼の考証に拠れば、台城の東南側（以下の方向は中軸線を南北とした場合の方向）の東府城が、すなわち宰相たるべき録尚書兼揚州刺史に任命された人物の居住する建物、つまり相国府である⁽²⁹⁾。そして、劉裕⁽³⁰⁾以外の開国君主は即位の直前にいずれも揚州牧（揚州刺史）を帯びていたが、その官庁も東府城である⁽³¹⁾。したがって、齊・梁・陳の開国君主が即位前に住まいとしていた相国府は、台城すなわち建康宮の東南にあつた東府城にあり、建康宮城内には位置していない⁽³²⁾。東晋及び南朝における建康に置かれた最初の南郊⁽¹⁾は小航の南、丹陽郡城の東にあり、時代によってその位置には変遷があつたが、宋の孝武帝以外の時にはおおむね建康宮の東南方向^{(1)・(2)・(3)}にあつたと言つてよい⁽³³⁾。よつて、禪讓前後における東晋及び南朝の東府城と南郊はともに建康宮の東南にあり、両者間の距離は南郊と建康宮との距離よりも近い（後掲の図を参照）。もちろん、南朝の開国君主が魏晋禪讓において壇に登り即位告天した儀式の影響を受けたことは言うまでもない。そして、地理的な位置関係を踏まえれば、先述した劉裕の事例を除き、東府城から南郊に赴いて登壇し即位告天した後に、建康宮の太極前殿に向かうという儀式の手順は、南朝の開国君主にとつて都合がよかつたと考えられるだろう。

次に北朝について見ていく。西晋及び南朝だけでなく、北齊の文宣帝・高洋も南郊で壇に登り即位告天した（戊

午・十日)後、太極前殿に赴き大赦・改元を行った。⁽³⁴⁾南郊に壇場(圓丘)を設けたことについて、『資治通鑑』卷一六三、梁簡文帝大宝元年(五五〇)五月(五〇四三頁)には、

洋(高洋)、鄴に至るや、夫を召して築具を齎らし、城南に集めしむ。高隆之、請いて曰く「此を用て何をか爲さんと。洋、色を作して曰く「我自ら事有るに、君、何すれぞ問わんや。族滅せられんことを欲するか」と。隆之、謝して退く。是に於いて圓丘を作り、法物を備う。⁽³⁵⁾

という記載がある。高洋は晋陽の丞相府を出発(辛亥・三日)し、東魏の首都であった鄴の城南頓所に到着(丁巳・九日)した後、⁽³⁶⁾民夫に築具を持たせて城南に集めさせて、禪讓の準備をしていた。ここで「圓丘を作り」とあるように、高洋はもとからあつた鄴の郊壇(圓丘)⁽³⁷⁾を用いたのではなく、敢えて新たに壇場(圓丘)を作らせたことがわかる。

また、北周の孝閔帝・宇文覺の即位儀礼の状況について、『周書』卷三孝閔帝紀(中華書局、一九七一年、四六頁)には、

元年(五五七)春正月辛丑、天王位に即き、柴燎して天に告げ、百官を路門に朝せしむ。⁽³⁸⁾
とある。この文では宇文覺の即位の具体的な場所はわからないが、柴燎告天の礼があつたことは確認できる。おそらく宇文覺の「天王位に即き、柴燎して天に告げ」という儀式も壇場で挙行されたはずである。

ここで注意すべきは、前述の高洋は受禪の直前に晋陽からわざわざ鄴の城南まで赴いていたということである。それは、鄴の南郊で自ら即位告天を行うためであり、北齊の高洋も北周の宇文覺も屋外の壇場で即位告天したとい

う点では共通し、少なくとも高洋は南郊でそれを行っているのは确实であり、その点でも西晋及び南朝と一致する。本節では、魏晋南北朝期の禪讓における受禪者の即位場所を通覧して、彼らが自らの所在地（京師にいれば南郊）に壇を設けて、その壇場で即位告天したということ把握した。皇帝権力と天命との間には密接な関係があり、自身(39)の創始した王朝が天命を受けて天下を治めるべきことを表明するために、開国君主らは壇場（南郊）での即位告天の儀式を必要としたのである。一方で、西晋・南朝・北齊の開国君主に見られるように、京師で即位儀礼を行う場合、彼らの多くは南郊で壇に登り即位告天した後、正殿に行き大赦改元を行っている。それに対して隋の楊堅・唐の李淵は即位の際にずっと長安宮城内に留まり続け、南郊で即位告天することはなかったが、それは前述の通り、それまでの開国君主の即位直前の所在地（南朝の相府や北齊の高洋の城南頓所など）が宮城外であったのに対し、楊堅や李淵の場合はそうではなかったということ、つまり、正殿・南郊との距離や位置とも関係があったと考えられる。次節では、これについて隋唐の開国君主の即位場所を分析したい。

二 正殿・隋唐期の禪讓における即位の場所

前節で行った魏晋南北朝期における受禪者の即位場所の整理を通じて、この時期の受禪者らは壇場で即位し、自ら柴燎告天を行ったことがわかった。しかし、隋の文帝・楊堅の受禪を嚆矢として、隋唐の開国君主の即位場所は以前のような壇場ではなく正殿へと移動する。『隋書』卷一高祖紀上（一三頁）には、

開皇元年（五八一）二月甲子、上、相府より常服にて宮に入り、禮を備えて皇帝位に臨光殿にて即く。壇を南郊

に設け、使を遣わして柴燎し天に告げしむ。⁽⁴⁰⁾

とある。また、周隋禪代の際には、相国府司録の虞慶則と博士の何妥が壇場を設ける場所について議論している。

『隋書』卷九礼儀志四(二七三頁)には、以下のように記録されている。

司録の虞慶則ちう白ちうすらく「壇を東第に設けんことを請う」と。博士の何妥議しておも以爲えらく「禪を受くるに壇に登るは、以て天に告ぐればなり。故に魏の漢の禪を受くるや、壇を繁昌に設くるは、行旅に在りしが爲に、郊壇乃ち闕かきたればなり。漢高の汜に在り、光武の鄗に在るが如きに至りては、盡く京邑に築く所の壇に非ず。晉・宋の揖讓してより、皆な都下に在り、並びに南郊に就かざるは莫く、更に別築の義無し。又た後魏の即位するや、朱雀觀に登り、周帝の初めて立つや、朝を路門に受け、我自り古と作すと雖も、皆な禮に非ざるなり。今、府に即つきて壇を爲つくらば、恐るらくは後誚を招かん」と。議者、之に従う。⁽⁴²⁾

楊堅の受禪の際に、虞慶則は「東第」に壇場を設置しようと提案した。一方、何妥は故事を引用して、受禪の時に壇に登るのは告天のためであり、今相国府で壇を設ければ、後世の非難を受ける恐れがあると判断したのである。故事を引用したことも手伝って、何妥の提案は論者たちの賛同を得た。しかし、より興味深いことには、実際に宮中で行われた楊堅の即位儀礼を見ると、何妥の提案の全てに対して楊堅が完全に納得したわけではなかったことが窺える。

虞慶則は相国府司録であり、楊堅の受禪後には内史監兼吏部尚書に任命され、楊雄・高頴・蘇威と共に「四貴」と呼ばれた人物である。⁽⁴³⁾ よって、楊堅の府僚である虞慶則による提案は礼制に合致しなかったとはいえ、必ずや楊

堅がおかれている状況に配慮したものであったに違いない。

一方、『隋書』卷七五儒林・何妥伝（二七一〇頁）によると、太学博士の何妥は相国府の僚佐ではないが、君主の心中を忖度することを善くした人物であつたらしい。北周の宣帝が、かつて五人の皇后を立てようと思ひ、辛彦之に聞いたところ反対されたが、何妥は宣帝の望みに合わせて辛彦之の意見に反駁したという出来事があつた。宣帝は非常に喜び彼を襄城県伯に封じた、という逸話が伝わる。また、楊堅が受禪した後、何妥の官位や爵位が昇格したということから分かるように、何妥はすでに政治的に楊堅に与していたことが窺える。以上より判断すれば、虞慶則と何妥の提案はいずれも楊堅を貶める立場のものではあるまい。

それでは、虞慶則はなぜ何妥の提案とは異なり、故事に反するにも関わらず、「東第」に壇場を設置することを要請したのだろうか。そもそも魏晋南北朝時代の政權交代の中でも、特に周隋革命には相当の困難があつたことが史料から読み取れるが、虞慶則の提案もこのことと関係していると思われる。

例えば、『資治通鑑』卷一七五、陳宣帝太建十三年（五八二）二月条（五四三五～五四三六頁）は、北周の宣帝に嫁していた楊堅の長女（後の樂平公主）、楊堅と旧知の仲であり息州刺史であつた榮建緒、そして上柱国竇毅の娘が、楊堅の受禪に対して反感を示した逸話を載せている。ここから、楊堅の身内や近しい者でさえも、必ずしもみなが受禪に賛同したわけではなかつたことが窺える。魏晋南北朝時代の受禪者たちはみな、数年または数十年の長期を費やして、ようやく皇帝位についた。⁽⁴⁴⁾これに対して、楊堅は大象二年（五八〇）五月から丞相を務めて、開皇元年（五八一）二月に皇帝位についた。⁽⁴⁴⁾つまり、楊堅が受禪以前に中央の権力を掌握していた期間は僅か一年未満であり、

そのような性急な政権交代が人々の反発を招いたのも無理はない。そのため、虞慶則は楊堅受禪の際には、宇文氏を滅ぼすよう楊堅を説得するなど、⁽⁴⁵⁾まさに禪讓における不安要素をできる限り排除しようとし、楊堅の即位に万全を期していたのである。壇場を「東第」に設置するという虞慶則の提案も、このような思惑の一環であると思われる。

ここでこの禪讓に関わる場所の地理的位置関係を確認しておく。問題となっているこの「東第」というのは、楊堅の丞相府（相国府）があつた正陽宮（もとの東宮）を指す。⁽⁴⁶⁾この正陽宮を含む北周の宮城は長安城内の東北の隅に位置しており、崇陽門を挟んで西の皇帝の宮、東の皇太子の宮（正陽宮）に分かれていた。⁽⁴⁷⁾楊堅が皇帝位についた臨光殿は西の皇帝の宮の中にあつた可能性が高い。そして、南郊は長安城の南の城外にあり、両宮からはかなりの距離がある。したがって、西晋及び南朝時代の禪讓と同様に「相国府↓南郊↓正殿」と移動するのであれば、道のりが長く、大きく迂回しなければならぬに、一連の行動の中で不測の事態が発生するリスクが増す。⁽⁴⁸⁾一方で、虞慶則の提案の通り「東第」に壇を設置すれば、南郊を経由せずに直接「相国府（正陽宮）↓臨光殿（皇帝の宮）」と移動するだけでよく、より短いプロセスで事を済ませることができ、まさに政権交代に万全を期そうとしていた虞慶則の思惑に合致する。

結果的にこの虞慶則の提案は採用されなかった。しかし、楊堅は何妥の案をそのまま全て採用したのでもなく、実際には南郊には訪れずに相国府で皇帝璽綬を受けてから臨光殿で即位した。一方で竇熾を南郊に派遣して天を祭つたのは、⁽⁴⁹⁾故事を重視する何妥の意見と、政治状況を踏まえて禪讓に伴うリスクを減らそうとする虞慶則の思惑とを

折衷したからではなかるうか。

その後、隋王朝は大興宮を建設した後、正殿の名を大興殿と改称した。そして、唐の高祖・李淵は受禪前に、大興殿の名を太極殿に変えて、武徳元年（六一八）五月甲子にここで即位して使者を南郊に派遣して天を祭っている⁽⁵⁰⁾。楊堅が正殿で即位して使者を南郊に派遣して天を祭ったというモデルは、李淵に踏襲されたのである。即位儀礼の内容についても、楊堅のものを踏襲した可能性が高い⁽⁵¹⁾。ただ、その背景としては、李淵を取り巻いていた情勢の影響も看過できない。

言うまでもなく、隋末唐初の際には各地で大きな混乱が生じており、李淵が即位する前後の長安付近の情勢もその例外ではなかった。『資治通鑑』巻一八五、唐高祖武徳元年五月甲子の前後の記載（五七八五～五七八七、五七九二、五七九五、五八〇〇～五八〇一頁）によると、例えば四月には稽胡が富平県・宜君県を攻撃している。また、薛拳、梁師都が突厥と結んで長安を奪取する計画を立てていた。その計画は、李淵の派遣した宇文歆の策動によってしばらく阻止されたものの、彼らは長安攻略を断念しなかったようである。さらに、李淵の即位の七日後には、突厥の骨咄禄特勤が長安に来訪した。ここには、単に唐の建国を祝うだけではなく、長安城の実情を偵察するという目的も存したのであろう。その後間もなく、薛拳は六月に涇州を攻撃し、七月に高墪に迫り、さらには幽・岐で遊撃戦を展開した。一方、梁師都も七月に靈州を攻撃している。このような状況下において、長安城外の南郊で皇帝位につき、天を祭る儀礼をおこなったとすれば、それはいかにも軽率な行爲であったであらう。

李淵と同時期に群雄として活躍していた王世充は、武徳二年（六一九）四月に受禪した時、東都洛陽宮の正殿で皇

帝の地位についてだが、壇場で告代祭天を行ったという事実は見られない⁽⁵²⁾。それもまた、王世充の相府が尚書省に位置し、正殿との距離が非常に近いことに加え、王世充の即位に反対する勢力の策動によって政情が非常に不安定であったことと関係していると思われる⁽⁵³⁾。

注意すべきは、長安付近の緊張状態が唐初のかなり長い期間にわたり継続したことである。武徳七年（六二四）には、突厥が頻繁に長安を攻撃したことにより一度遷都が議論されるという事態まで発生している⁽⁵⁴⁾。また、李淵の丞相府（相国府）であった武徳殿は、太極殿との距離は近いものの、南郊とは離れている。したがって、先述のような情勢下にあつて、李淵は自らの安全を考慮せざるを得ず、自らは正殿で即位する一方で、長安城南に壇を設けたものの⁽⁵⁶⁾、そこには使者を派遣して天を祭るという方法を採つたのだろう。

本節の考察から、隋唐の開国君主である楊堅・李淵については、彼らの相国府と正殿との距離が近いことに加えて、当時の政治状況と長安付近の情勢とに鑑みて、彼ら自身は正殿で即位し、南郊に設けた壇には使者を派遣して天を祭らせるほうが時宜になつていたことが明らかとなる。このような転換は、即位儀礼の変化と有司撰事の常態化といった礼制面における理由のみによつて生じたことではなかつたのである。この点を踏まえて、次節では隋唐受禪時に南郊に派遣された告代祭天の使者について考察したい。

三 皇帝親祭から有司撰事へ…魏晋南北朝隋唐期の禪讓における告代祭天

前の二節では、魏晋南北朝隋唐期の禪讓における受禪者の即位場所に関する史料を整理し、隋唐では王朝創立時

の情勢に鑑みて、即位の場所が変わったことを論じたが、それにともない王朝交替の際の告代祭天が皇帝親祭から有司撰事へ変化したと考えられる。禪讓儀式は新王朝のイメージを創出・表明する最初の機会であり、それ故に王朝の創立者もこの儀式に携わる官僚を重視した。⁽⁵⁷⁾では、楊堅・李淵は南郊で祭祀を行うにあたって、いかなる人物を派遣して自身に代わって天を祭らせたのであろうか。

まずは、楊堅の場合をみていこう。註(40)に引く『隋書』卷一高祖紀上(二三頁)には使者の名が記載されておらず、『資治通鑑』卷一七五、陳宣帝太建十三年二月条(五四三三頁)にも「有司に命じて冊を奉じて南郊に祀らむ」とあるのみである。ただ幸いなことに『北史』卷一一隋本紀上・高祖文帝紀(四〇三頁)と『文獻通考』卷八九郊社考二二・告祭上(二七三一頁)の記載から、当日に派遣されたのは「兼太傅・上柱國・鄧公竇熾」であることがわかる。

『周書』竇熾伝によると、北周の時代に、竇熾が得た地位と礼遇はいずれも高く、声望も高かったようである。ところで、「隋の文帝の初め相國と爲るに屬^{およ}び、百官は皆な勸進す。熾、自ら累代恩を受けしを以て、遂に肯えて牋に署せず。時人は其の節を高しとす⁽⁵⁸⁾」とあるように、楊堅に即位をすすめた章奏に署名することを願わなかった竇熾が、楊堅の受禪の当日に南郊に派遣され天を祭ったことは興味深い。楊堅は即位後、竇熾を太傅に、并州総管の李穆を太師に、幽州総管の于翼を太尉に任命した。⁽⁵⁹⁾楊堅即位の直後に三師・三公に任じられたのは竇熾・李穆・于翼の三人だけであり、彼らの政治的地位の高さがわかる。また、竇熾の兄の子竇毅は北周の文帝・宇文泰の娘婿である。⁽⁶⁰⁾つまり、竇熾は北周の静帝・宇文闡の曾祖父世代の人物であり、宇文泰と同世代に属し、宇文闡から見れば上

の世代の人物である。そして、竇熾の兄の子竇榮定は楊堅の姉・安成長公主の夫であり、幼い頃から楊堅と良好な関係を有していた。⁽⁶¹⁾このような声望の高い人物が敢えて楊堅のために南郊で天を祭るのであれば、それによって新王朝への大きな支持・信頼を得ることが期待されたであろう。これが、楊堅が竇熾を派遣した理由だと考えられる。

それでは、楊堅が竇熾を選んで南郊に派遣したことについて、なぜ『隋書』は彼の名前を明記せず『北史』はその名を記録したのだろうか。これについては、竇熾の一族に関する問題が背景にあったと思われる。『旧唐書』巻五一后妃上・高祖太穆皇后竇氏伝（二一六三頁）には、

高祖の太穆皇后竇氏は、京兆始平の人にして、隋の定州總管・神武公毅の女なり。後の母は、周の武帝の姉の襄陽長公主なり。（中略）隋の文帝の禪を受くるや、后、聞きて流涕し、自ら牀に投じて曰く「恨むらくは我の男と爲り、以て舅氏の難を救わざることを」と。毅、長公主と與に遽かに口を掩いて曰く「汝、妄言する勿れ。吾が族を滅ぼさん」と。⁽⁶²⁾

とある。ここに現れる竇毅は、まさしく竇熾の兄の息子であり、彼の妻は北周の武帝の姉・襄陽長公主である。李淵の妻の竇氏は、竇毅と襄陽長公主の娘であり、竇熾の姪孫に当たる。この竇氏が楊堅の受禪を聞き、北周のために取り乱した姿と、前述した楊堅の受禪を勧進する章奏に署名することを承知しなかった竇熾の姿勢は、北周に対する忠節という点で一致を見せる。⁽⁶³⁾ちなみに、竇熾の息子の竇威は李淵即位後に内史令に任命され、竇威が病死した後、李淵は皇太子と百官に送別を命じている。⁽⁶⁴⁾

以上の状況に鑑みれば、唐初に編纂された官撰史書の『隋書』において、竇熾の名前が削除されている理由も想

定できる。寶氏一族と唐室の政治的イメージを良好なものに保つたためには、唐室の外戚に連なる寶氏一族が北周の恩義を受けながら楊堅の代参をしたということは、隠蔽されねばならなかったのである。これに対して、『北史』は李大師・李延寿父子による私撰の史書であるため、とりたてて寶熾に対して配慮する必要はない。なお、寶熾の甥である寶榮定と楊堅との関係は良好であったが、楊堅受禪の際には寶榮定は洛州総管として京師にいなかったため、⁽⁶⁵⁾彼がいかなる反応をしたのかについては史書に記載がない。概して、寶氏の家族には、楊堅の受禪に対しての協力的な態度はあまり見えない。

さて、次に李淵の場合であるが、武徳元年五月甲子に李淵は太極殿で皇帝位につき、刑部尚書の蕭造に太尉を兼ねさせ、彼を南郊に派遣して天を祭った。李淵が南郊に派遣した使者について、両『唐書』『太平御覽』『冊府元龜』『資治通鑑』『文獻通考』などは全て「蕭造」とするが、⁽⁶⁶⁾ただ温大雅の『大唐創業起居注』巻三（五七〜五八頁）だけは以下のように記載している。

武徳元年、歳は戊寅に在るの五月甲子を以て、皇帝は太極前殿に即位す。壇を長安城南に設け、柴燎して天に告ぐ。冊文に曰く「皇帝臣某、敢えて玄牡を用い、皇天后帝に昭告す。（中略）謹んで太尉公裴寂等を遣わし、薦告の禮を用いて、（中略）皇皇たる后帝に禋祀す。（後略）」と。⁽⁶⁷⁾

ここに引かれた告天文を見ると、当日派遣されたのは「太尉公裴寂等」である。李淵の挙兵後、温大雅は彼の大将軍府記室参軍を務めて、機密文書を管理し、隋唐禪代の際には司録寶威・主簿陳叔達とともに礼儀の制定に参加している。⁽⁶⁸⁾また、温大雅とともに機密文書を管理していた陳叔達は、軍書や赦令、禪代文誥の制定に与っていた。⁽⁶⁹⁾そ

れゆえ、陳叔達を通して、温大雅が告天祭文制定について詳細を知っていたことは十分想定できる。したがって、「太尉公裴寂等」という記述にはある程度の信憑性がある。なお、陳戌国氏は『大唐創業起居注』に見える「太尉公裴寂等」に蕭造も含まれていると見なしているが、わずかに言及するだけで詳細な検討はしていない。⁽⁷⁰⁾

とは言え、裴寂の名が記されているのは『大唐創業起居注』のみである。では、なぜ先に挙げた『旧唐書』などの史料には、裴寂を南郊に派遣して天を祭ったことが記されていないのであろうか。これは恐らく唐の太宗・李世民の裴寂に対する評価が史書の記述に影響を与えたためだと考える。

玄武門の変以後、李世民は政情を安定させるべく裴寂を懐柔・籠絡したものの、政情が安定するやすぐに彼を左遷し、低い地位に貶めた。⁽⁷¹⁾裴寂は李淵の腹心であり、政変後に李世民は裴寂にわだかまりを持つようになったため、勢いその凋落は避けられなかったであろう。その後、唐の高宗・李治及び武則天期になると、裴寂の名誉はある程度回復された。⁽⁷²⁾ただし、李世民在位中に編纂された実録をはじめとする諸記録においては、一定の政治的配慮がなされたため、裴寂の功績が意図的に隠蔽された可能性が高い。⁽⁷³⁾それゆえ、実録などを参照した『旧唐書』及びその記述を踏襲した諸資料に裴寂の告代祭天が記されず、『大唐創業起居注』のみにそれが記録されているのだろう。

裴寂は隋唐交代期における非常に重要な人物で、唐初においても高い地位を占めており、両『唐書』にはいずれも彼の伝記がある。これに対して、蕭造に対する記載は少なく、その事績も主に隋唐禪代の際に現れるだけである。大業十三年（六一七）、河東県戸曹の任瓌は李淵と閔中の情勢を論じた際に、当時まだ隋の馮翊太守であった蕭造について、文吏であり武略もないため、容易に帰順させることができると評価していた。⁽⁷⁴⁾『旧唐書』卷一高祖紀（四頁）

によれば、同年の九月丙辰に蕭造は李淵に帰順した。そして、隋唐禪代の際、彼は李淵へ皇帝璽綬を奉送する役目を担う。一方、隋代に外戚であった蕭造の評価は芳しいものではない。⁽⁷⁵⁾このような人物像を踏まえれば、李淵は蕭造よりも裴寂のほうを適任者と見なし、裴寂を「太尉公」として南郊に派遣し天を祭った可能性を想定できよう。

とは言え、蕭造も告代祭天に与っていた可能性について、いま一度検討しておく必要があるだろう。蕭造は梁武帝の弟である鄱陽王蕭恢の孫であり、⁽⁷⁶⁾世代的には、隋の煬帝の皇后蕭氏が蕭造の孫の世代であり、⁽⁷⁷⁾さらに隋の恭帝・楊侑がその皇后蕭氏の孫の世代に属する。⁽⁷⁸⁾したがって、楊侑にとって、蕭造は上の世代の人物ということになる。このような事例は、まさに竇熾と宇文闡との関係と類似しており、蕭造が南郊に派遣され天を祭った理由の一つだと考えられる。さらに、李淵は受禪後の武徳元年六月甲戌、裴寂を尚書右僕射に任命し、翌月の丙午には蕭造を太子太保に任命している。⁽⁷⁹⁾『旧唐書』卷四二職官志一（二七九一頁）によると、太子太保（虚職）は従一品であり、尚書右僕射（宰相）は従二品である。⁽⁸⁰⁾これを見ると、李淵の治世の初年においては裴寂より蕭造の官品のほうが高かった。さて、周隋禪代の後、楊堅も前朝の元老・功臣を三師・三公などの実権を伴わない職に任命したが、新王朝にとつての功臣たちは三省六部などの長官に任命した。⁽⁸¹⁾よって、隋において蕭造の地位の高さがわかる。隋の場合と同様に、前王朝の外戚であり、かつ地位も高い蕭造のような人物が新王朝の成立を天に告げる使者として派遣されることは、新王朝成立の正当性を誇示するに当たって大きな意味を持った。

ここまでの考証を踏まえれば、裴寂と蕭造は新旧政權を代表する象徴的な人物であり、彼らをそろって南郊に派遣し天を祭ることは重要な意味があったと思われる。現に、『大唐創業起居注』の告天冊文には「謹んで太尉公裴

「裴寂等を遣わし」と「等」字が付してあり、このとき天を祭った使者は裴寂一人だけではなく、そこに蕭造も含まれていた可能性を想定できる。ただし、唐代及び歴代の事例から見て、二名の太尉（兼太尉）が同時に派遣されるのは不自然である。前述の通り、『大唐創業起居注』の告天冊文は一次資料であり、かなりの信憑性があることを考えると、裴寂と蕭造がともに派遣されたのは問題ないとしても、太尉公（兼太尉⁽⁸²⁾）は裴寂一人のはずである。おそらくは、実録などに基づく『旧唐書』などの後世の史料では、兼太尉となつて南郊で天を祭つたはずの裴寂の名が、誤つて蕭造として伝えられたか、あるいは意図的に裴寂の名を削除して蕭造の名にすり替えられたかしたのである⁽⁸³⁾。

以上より、次のようなことが言える。皇帝権力と天命との間には密接な関係がある。隋唐の開国君主らは、自ら南郊で即位告天の儀式を挙行することができなかったが、告代祭天は依然として開国君主の即位儀礼において不可欠かつ重要な構成要素であつた。したがつて、隋唐時代に告代祭天の実行者が皇帝から有司へと変化したとはいへ、楊堅・李淵ともに当日の使臣の選任にも極めて慎重な態度をとつた。楊堅は、地位と声望が高く、かつ宇文闡よりも年長者であつた竇熾を派遣した。しかし、李淵の身近には、楊堅からみた竇熾のような人物が存在していなかつたようであり、そのため自分の側近である裴寂と楊侑から見て世代が上の蕭造とともに南郊へ派遣したと考えられるのである。

おわりに

あらゆる儀礼制度には内在的なロジックがあり、礼制の変革を考察する際にそれを看過するわけにはいかない。

しかし、礼制の変革もまた、現実的な状況の変化の直接的な反映である。したがって、単に儀礼のみの範疇に限定せず、当時の客観的・実的な状況も含めて考察すれば、各種の礼制が形成された過程をよりよく理解することができる。本稿の考察では、魏晋南北朝隋唐期における相府・南郊・正殿の位置、及び隋唐受禪時の政治情勢の分析を通じて、隋唐開国君主の即位儀礼における変革が、主に内在的な礼制それ自体の問題に起因するというよりは、むしろ当時の相府の位置や政治情勢などを考慮した上での便宜的措置によるものであったということを示す。これは、魏晋南北朝時代と隋唐時代とで受禪に至る情勢が異なっていたことの直接的な反映である。また、南郊に派遣された竇熾・蕭造の一族は、いずれも前王朝の皇室と姻戚関係を持ち、彼らは禪位皇帝にとっては上の世代の年長者である。このことから、隋唐時代は魏晋南北朝時代と同じように、告代祭天を極めて重視していることがわかる。

隋唐の即位儀礼の変革は、魏晋南北朝期の禪讓における壇場で即位告天するという儀式の衰微を表わすものではなく、むしろこのような伝統儀式の強い影響力の反映であった、と考えるべきであろう。隋唐においては、現実的な状況により、どうしても従来通りに即位儀礼を行うことができなくなったときに、できるだけこの伝統（告代祭天）から乖離しないようにした。告代祭天は、魏晋南北朝隋唐時代における禪讓だけではなく、その後の歴代中国王朝にも一貫する理念であり、新王朝の皇帝権力の正当性と密接な関係がある。前近代中国の政治文化の基本的な特色は、このような不変の政治理念によって構成されていたのである。

注意すべきは、隋唐以降、開国君主の壇場即位式は正殿即位式の出現によって姿を消したわけではなく、多くの

王朝が通常の場合には伝統的な壇場即位式を選択し、明清時代に至ってもその通りであったということである。隋唐のような正殿即位式は、特殊な情勢によって形成されたものであり、あくまで「変則」的なものであったのである。隋唐時代のような特殊な情勢がなくなると、後世の開国君主の即位儀礼は必然的に再び「常態」に戻り、改めて壇場即位式を採用した。このような観点から隋唐の開国君主の「変則」的な即位儀礼の状況を分析することは、隋唐両王朝の創立過程中的の特異な性格を理解することにも役立つものと思われる。これらの問題についての具体的検討は次稿の課題としたい。また、今回は礼制以外の要素から分析したが、紙幅の都合上、礼制の内在的原理との関連は言及できなかった。これも今後の課題としたい。

註

- (1) 宮川尚志「禪讓による王朝革命の研究」(『六朝史研究』政治・社会篇)所収、日本学術振興会、一九五六年)七三〜一七二頁、周国林「魏晋南北朝禪讓模式及其政治文化背景」(『社会科学』一九九三年第二期)三八〜四四頁、拙稿「六朝隋唐の王后・王太子号について——禪讓における事例を中心に——」(『集刊東洋学』二二〇、二〇一九年。以下、拙稿二〇一九)一〜二二頁等を参照。
- (2) 即位儀礼の重要性については、西嶋定生「漢代における即位儀礼——とくに帝位継承のばあいについて——」(『中国古代国家と東アジア世界』所収、東京大学出版会、一九八三年。初出は『榎博士還暦記念東洋史論叢』所収、山川出版社、一九七五年)九三頁を参照。
- (3) 尾形勇「中国古代の「家」と国家——皇帝支配下の秩序構造——」(岩波書店、一九七九年。以下、尾形一九七九)第六章「古代帝国の秩序構造と皇帝支配」二八七〜二九一頁、同「中国の即位儀礼」(井上光貞・西嶋定生等編『東アジア世界における日本古代史講座第9巻・東アジアにおける儀礼と国家』所収、学生社、一九八二年。以下、尾形一九八二)三四〜三六頁を参照。

- (4) 前掲註(3) 尾形一九八二、四七頁の註(27)を参照。
- (5) 金子修一『古代中国と皇帝祭祀』(汲古書院、二〇〇一年)第一章「中国古代の皇帝制度の諸問題」(初出は原題「皇帝制度」、谷川道雄他編『魏晋南北朝隋唐時代史の基本問題』所収、汲古書院、一九九七年)二六頁、第六章「中国古代の即位儀礼の場所について」(初出は一九九九年)二一五頁、同「即位儀礼から見た皇帝権力」(『唐代史研究』八、二〇〇五年)八〇・八三頁、同「中国古代皇帝祭祀の研究」(岩波書店、二〇〇六年。以下、金子二〇〇六)第八章「中国古代の即位儀礼と郊祀・宗廟」五六頁、終章「郊祀・宗廟及び即位儀礼より見た中国古代皇帝制度の特質」五七六・五八〇〜五八一頁を参照。
- (6) 前掲註(5) 金子二〇〇六、終章五八〇〜五八一頁を参照。
- (7) 陳戊国『中国礼制史(隋唐五代卷)』(湖南教育出版社、一九九八年。以下、陳一九九八)七二頁を参照。
- (8) 『廿二史劄記』卷七禪代「中華書局、二〇一三年」一四八〜一五二頁を参照。
- (9) 前掲註(1) 拙稿二〇一九を参照。
- (10) 「庚午」は従来誤記であるとみなされてきた日付であり、正確な日付は「辛未」である(『集古録跋尾』卷四魏受

- 禪碑、『歐陽修全集』卷一三七所収「中華書局、二〇〇一年」二二五二〜二二五三頁、『隸釈』卷一九魏受禪表「中華書局、一九八五年」一八八〜一九〇頁、『資治通鑑』卷六九、魏文帝黃初元年十月条「中華書局、一九五六年」二一八二頁、『三國志集解』卷二文帝紀「上海古籍出版社、二〇〇九年」二六一・二八一・二四四〜二四五頁等を参照。尾形一九七九、第六章「古代帝国の秩序構造と皇帝支配」二八二〜二八七頁に詳細な言及がある。
- (11) 乃爲壇於繁陽。庚午、王升壇即阼、百官陪位。事訖、降壇、視燎成禮而反。
- (12) 謹擇元日、與羣寮登壇受帝璽綬、告類于爾大神。
- (13) 又奏曰「(中略)今當受禪代之命、宜會百寮羣司・六軍之士、皆在行位、使咸觀天命。營中促狹、可於平敞之處設壇場、奉答休命。(後略)」
- (14) ちなみに、この受禪壇の形と構造については、『統漢書』志二〇郡国志二・豫州・潁川郡・潁陰の条の劉昭注「〔中華書局、一九六五年〕三四二三頁」に、『帝王世紀』云、魏文帝登禪于曲蠡之繁陽亭、爲縣曰繁昌、亦禹貢豫州之域、今許之封内、今潁川繁昌是也。『北征記』曰、城在許之南七十里。東有臺、高七丈、方五十步、臺南有壇高二丈、方三十步、即受終之壇也」とある。

- (15) 十二月壬戌、天祿永終、曆數在晉。詔羣公卿士具儀設壇于南郊、使使者奉皇帝璽綬册、禪位于晉嗣王、如漢魏故事。〔三國志〕卷四三少帝紀、一五四頁。
- (16) 泰始元年冬十二月丙寅、設壇于南郊、百僚在位及匈奴南單于・四夷會者數萬人、柴燎告類于上帝曰〔中略〕。禮畢、即洛陽宮幸太極前殿、詔曰〔中略〕。於是大赦、改元。
- (17) 陛下受禪、從東府入西宮、兵刃耀天、旌旗翳日〔晉書〕卷四八段灼傳、一三四二頁。
- (18) 『十七史商榷』卷四九晉書七・東宮西宮〔上海古籍出版社、二〇一六年〕五八七〜五八八頁を参照。
- (19) 從艾〔鄧艾〕破蜀有功、封關內侯、累遷議郎。武帝即位〔後略〕〔晉書〕卷四八段灼傳、一三三六頁。
- (20) 玄乃於城南七里立郊、登壇篡位、以玄牡告天〔晉書〕卷九九桓玄傳、二五九四頁。
- (21) 庚寅朔、玄築壇於九井山北、壬辰、即皇帝位〔資治通鑑〕卷一一三、晉安帝元興二年十二月の条、三五五五頁。
- (22) 『宋書』卷三武帝紀下、永初元年夏六月丁卯の条〔中華書局、一九七四年〕五一頁、『南齊書』卷二高帝紀下、建元元年夏四月甲午の条〔中華書局、一九七二年〕三一頁、『梁書』卷二武帝紀中、天監元年夏四月丙寅の条〔中華書局、一九七三年〕三三頁、『陳書』卷二高祖紀下、永定元年冬十月乙亥の条〔中華書局、一九七二年〕三一頁等を参照。
- (23) 景又矯蕭棟詔、禪位於己。於是南郊、柴燎于天、升壇受禪文物、並依舊儀。〔中略〕景還升太極前殿、大赦、改元爲太始元年〔梁書〕卷五六侯景傳、八五九頁。
- (24) 泰始元年冬十二月丙寅、設壇于南郊〔晉書〕卷三武帝紀、五〇頁)、永初元年夏六月丁卯、設壇於南郊、即皇帝位、柴燎告天〔宋書〕卷三武帝紀下、五一頁)、建元元年夏四月甲午、上即皇帝位於南郊、設壇柴燎告天〔南齊書〕卷二高帝紀下、三一頁)、天監元年夏四月丙寅、高祖即皇帝位於南郊。設壇柴燎〔梁書〕卷二武帝紀中、三三三頁)、等の例がある。
- (25) 何妥の認識が後述する劉裕のような事実と異なっている原因は定かではないが、周隋革命期の人々が南朝の晋宋革命の手續きについて正確な情報を有していたという確証はない上に、そもそも何妥にとつてもそれは厳密性を要するものではなく、彼の主張にとつて都合の悪い詳細は切り捨てられているという可能性も考えられる。
- (26) 王爲壇於南郊、即皇帝位。禮畢、自石頭備法駕入建康宮〔資治通鑑〕卷一一九、宋武帝永初元年六月丁卯の条、三三三四頁。

(27) 高祖受命、於石頭登壇、備法駕入宮。晦領游軍爲警備
〔『宋書』卷四四謝晦伝、一三四八頁〕。

(28) 梁南郊、爲圓壇、在國之南。高二丈七尺、上徑十二丈、
下徑十八丈。(中略) 永定元年、武帝受禪、修南郊、圓壇高
二丈二尺五寸、上廣十丈、柴燎告天〔『隋書』卷六禮儀志一
「中華書局、一九七三年」一〇八・一一一頁〕。

(29) 〔『廿二史劄記』卷八建業有三城、一七九～一八〇頁〕。

(30) 劉裕は元熙元年(四一九)七月、壽陽に遷都し、九月、
自ら揚州牧を解任し、十月乙酉、その子劉義真を揚州刺史
に任命した。その後、劉裕は壽陽に居住している。翌年六
月壬戌、彼は建康に到着し、丁卯に皇帝位についた。本文
で述べた劉裕即位の記述によれば、即位直前に彼は東府城
ではなく石頭城にいた。『晋書』卷一〇安帝紀、二六九頁、
『宋書』卷二武帝紀中、四五頁、『宋書』卷三武帝紀下、五
一頁、『宋書』卷四三傅亮伝、一三三六～一三三七頁、『宋
書』卷四四謝晦伝、一三四八頁等を参照。

(31) 熊清元「南朝之揚州刺史及其治所考析」(『黃岡師專學
報』一九九四年第二期)五六～六〇頁を参照。

(32) このことと隋唐期の楊堅・李淵の相府が宮城内に位置
したことは異なっているが、この点は次節において分析
する。なお、後漢・東魏・西魏の末期には、権臣の相府は

皇帝の都城とは異なる区域に置かれていた。

(33) 佐川英治「中国古代都城の設計と思想——円丘祭祀の
歴史的展開——」(勉誠出版、二〇一六年)第七章「中国都
城史上における六朝建康城の位置づけについて」二〇四～
二一四頁を参照。

(34) 即皇帝位於南郊、升壇柴燎告天(中略)事畢、還宮、
御太極前殿〔『北齊書』卷四文宣帝紀、武定八年五月戊午の
条「中華書局、一九七二年」四九～五〇頁〕。

(35) 洋(高洋)至鄴、召夫齋築具、集城南。高隆之請曰「用
此何爲」。洋作色曰「我自有事、君何問爲。欲族滅邪。」隆
之謝而退。於是作園丘、備法物。

右と同じ記事は『北史』卷七齊本紀中・顯祖文宣皇帝紀
〔『中華書局、一九七四年』二五九頁〕にも見えるが、中華
書局標点本の校勘記(一七)は『資治通鑑』と『北史』の
記事を比較し、『北史』に文字の誤りがあるとす。よっ
て、本稿では『資治通鑑』を引用した。

(36) 五月初、文宣發晉陽、(中略)九日、文宣至城南頓所
〔『北史』卷三一高允伝附祐曾孫德正伝、一一三八頁、此月
己酉朔、(中略)蓋辛亥始自晉陽如鄴、非到鄴之日也〔『資
治通鑑』卷一六三、梁簡文帝大寶元年五月丙辰の条の「考
異」、五〇四五頁〕。

- (37) 『天平二年(五三五)十一月』癸丑、祀圓丘。(中略)
 『武定二年(五四四)十一月』庚子、車駕有事於圓丘(『魏書』卷一二孝靜帝紀「中華書局、一九七四年」二九九・三〇七頁)。
- (38) 元年春正月辛丑、即天王位、柴燎告天、朝百官於路門。
- (39) 古之受終革命者、必告於天地祖宗(『文獻通考』卷八九郊社考二二・告祭上「中華書局、二〇一一年」二七二・二七頁)。
- (40) 開皇元年二月甲子、上自相府常服入宮、備禮即皇帝位於臨光殿。設壇於南郊、遣使柴燎告天。
- (41) ここでは新たに築くことを「設壇」と述べている。これを踏まえれば、前掲註(24)に示した諸史料に見える「設壇」も、開国君主たちの即位の壇を新たに作ったことを指すと解釈できよう。
- (42) 司錄虞慶則白「請設壇於東第。」博士何妥議以為「受禪登壇、以告天也。故魏受漢禪、設壇於繁昌、為在行旅、郊壇乃闕。至如漢高在汜、光武在鄗、盡非京邑所築壇。自晉・宋揖讓、皆在都下、莫不並就南郊、更無別築之義。又後魏即位、登朱雀觀、周帝初立、受朝於路門、雖自我作古、皆非禮也。今即府為壇、恐招後誚。」議者從之。
- (43) 『隋書』卷一高祖紀上、開皇元年二月甲子の条、一三頁、『隋書』卷四三觀德王雄伝、二二一・二六頁。
- (44) 『隋書』卷一高祖紀上、三・一三頁を参照。
- (45) 初、將受禪、虞慶則勸高祖盡滅宇文氏、高穎・楊惠亦依違從之。唯德林固爭、以為不可。高祖作色怒云「君讀書人、不足平章此事。」於是遂誅之(『隋書』卷四二李德林伝、一一九九頁)。
- (46) 以正陽宮為丞相府(『隋書』卷一高祖紀上、大象二年五月庚戌の条、三頁)、高祖將之東第、(中略)出崇陽門、至東宮(『隋書』卷三八盧賁伝、一一四一〜一一四二頁)。
- (47) 史念海・史先智「論十六国和南北朝時期長安城中的小城、子城和皇城」(『中国歴史地理論叢』一九九七年第一期)七〜九頁、中国社会科学院考古研究所漢長安城工作隊「西安市十六国至北朝時期長安城宮城遺址的鑽探与試掘」(『考古』二〇〇八年第九期)二五〜三五頁、内田昌功「隋唐長安城の形成過程——北周長安城との關係を中心に——」(『史朋』四六、二〇一三年)二〜五頁等を参照。
- (48) 例えば、南齊の明帝は安全性を考慮して、南郊で親郊することをしなかつた。前掲註(5)金子二〇〇六、第五章「魏晉南朝における郊祀・宗廟の運用」二四五〜二四六頁を参照。
- (49) 『北史』卷一一隋本紀上・高祖文帝紀、四〇三頁。
- (50) 『旧唐書』卷一高祖紀「中華書局、一九七五年」六頁。

(51) 神堯受禪、未遑制作、郊廟宴享、悉用隋代舊儀〔『旧唐書』卷二一禮儀志一、八一六頁〕。

(52) 至東上閣、更衣冕、卽正殿僭位。建元開明、國號鄭〔『新唐書』卷八五王世充傳〔中華書局、一九七五年〕三六九三頁〕。

(53) 以尙書省爲府、(中略)(武德二年)五月、裴仁基與其子行儼及宇文儒童・崔德本等謀劫世充、復立侗、不克、夷三族。六月、鳩殺侗、以絕衆望〔『新唐書』王世充傳、三六九二・三六九四頁〕。

(54) 『旧唐書』卷二太宗紀上、武德七年秋の条、二九頁。

(55) 以武德殿爲丞相府〔『旧唐書』卷一高祖紀、義寧十一月甲子の条、四頁〕。

(56) 『大唐創業起居注』卷三、武德元年五月甲子条〔上海古籍出版社、一九八三年〕五七頁。

(57) 孫正軍「禪讓行事官小考」〔『史学集刊』二〇一五年第二期〕三五頁を参照。

(58) 屬隋文帝初爲相國、百官皆勸進。熾自以累代受恩、遂不肯署踐。時人高其節〔『周書』卷三〇竇熾傳、五二〇頁〕。

(59) 『隋書』卷一高祖紀上、開皇元年二月乙亥の条、一四頁。

(60) 毅性溫和、(中略)又尙太祖第五女襄陽公主〔『周書』

卷三〇竇熾傳附兄子毅傳、五二二頁〕。

(61) 其妻則高祖姊安成長公主也。高祖少小與之情契甚厚、榮定亦知高祖有人君之表、尤相推結〔『隋書』卷三九竇榮定傳、一一五〇頁〕。

(62) 高祖太穆皇后竇氏、京兆始平人、隋定州總管・神武公毅之女也。后母、周武帝姊襄陽長公主。(中略)隋文帝受禪、后聞而流涕、自投於牀曰、「恨我不爲男、以救舅氏之難。」毅與長公主遽掩口曰、「汝勿妄言。滅吾族矣。」

(63) 趙翼『陔余叢考』卷一七六朝忠臣無殉節者〔中華書局、二〇一九年〕四一三～四一五頁。

(64) 前者は『旧唐書』卷一高祖紀、武德元年六月甲戌の条、七頁。後者は『旧唐書』卷六一竇威傳、一三六五頁。

(65) 『隋書』卷三九竇榮定傳、一一五〇頁、『北史』卷六一竇熾傳附兄子榮定傳、二二七七頁。

(66) 命刑部尙書蕭造兼太尉、告於南郊〔『旧唐書』卷一高祖紀、六頁、『太平御覽』卷一〇八皇王部三三・唐高祖神堯皇帝〔中華書局、一九六〇年〕五二〇頁、『文獻通考』卷八九郊社考二二・告祭上、二七三一頁〕。命蕭造兼太尉、告于南郊〔『新唐書』卷一高祖紀、六頁〕。遣兼太尉禮部尙書蕭造于南郊〔『冊府元龜』卷三三三帝王部三三三・崇祭祀二〕鳳凰出版社、二〇〇六年〕三三三九頁〕。遣刑部尙書蕭造告天於南郊

〔資治通鑑〕卷一八五、唐高祖武德元年五月甲子の条、五七九一頁。なお、これらの史料では蕭造の官位の記述に異同がある。このうち『新唐書』の該当文には蕭造の官位の記載が無いが、単に省略しているだけで、前文（六頁）には「（五月）戊午、隋帝遜于位、以刑部尚書蕭造・司農少卿裴之隱奉皇帝璽紱於唐王、三讓乃受。」とある。つまり、『冊府元龜』のみが蕭造の本官を礼部尚書とし、それ以外の史料では全て刑部尚書とされているのである。そのため、嚴耕望氏『唐僕尚丞郎表』卷一九輯考七上・刑部尚書（中華書局、一九八六年、九七五頁）の考証でも、蕭造の当時の本官は刑部尚書であったとされている。ただ、周紹良・趙超編『唐代墓誌彙編』垂拱〇五五「□唐韓府法曹參軍息蘭陵蕭君之誌」（上海古籍出版社、一九九二年、七六七頁）に「君諱洛賓、字閔書、本蘭陵人也。（中略）高祖造（蕭造）、刑・禮二部尚書、太子太保、上柱國、梁郡開國公。」とある通り、蕭造は礼部尚書を務めたこともあった。恐らく刑部尚書の後に礼部尚書に転任したのであろう。『冊府元龜』も何らかの形でその情報を参照し、蕭造が当時から礼部尚書であったのだと誤記したのかもしれない。あるいは、前掲纂誌の「刑・禮二部尚書」という表記からは、蕭造が当時、刑部尚書と礼部尚書を兼任していたという可能性も

窺われ、故に『冊府元龜』では、即位儀礼に関することであるからとして礼部尚書の方で代表させて表記したのかもしれない。史料の制約により確実なことは不詳であるが、いづれにせよ、当時の蕭造が少なくとも刑部尚書であったことは蓋然性が高いものと思われる。

(67) 以武德元年、歲在戊寅、五月甲子、皇帝即位於太極前殿。設壇於長安城南、柴燎告天。册文曰、「皇帝臣某、敢用玄牡、昭告于皇天后帝。（中略）謹遣太尉公裴寂等、用薦告之禮、（中略）禋祀于皇皇后帝。（後略）。」。

(68) 義兵起、引爲大將軍府記室參軍、專掌文翰。禪代之際、與司錄竇威・主簿陳叔達參定禮儀（『旧唐書』卷六一温大雅傳、二三五九頁）。

(69) 與記室温大雅同掌機密、軍書・敕令及禪代文誥、多叔達所爲（『旧唐書』卷六一陳叔達傳、一三三六三頁）。

(70) 前掲註（7）陳一九九八、七二頁を参照。

(71) 『旧唐書』卷五七七裴寂傳、二二八八～二二八九頁。

(72) 寧志新「略論裴寂」（『安慶師範學院學報』一九九〇年第四期）五五頁を参照。

(73) 趙呂甫「唐代的『笑録』」（『南充師院學報』哲學社會科學版）一九八一年第一期）一～一六頁、仇鹿鳴「隱没与改纂：『旧唐書』唐開國紀事表微」（『唐研究』二五、北京大學

出版社、二〇二〇年。以下、仇二〇二〇（一四七）一七二頁を参照。

(74) 蕭造文吏、本無武略、仰懼威靈、理當自下（『旧唐書』卷五九任瓌伝、二三三三頁）。

(75) 隋大業時、以后族歷太府卿・巴東太守、所在之職、多以贖貨聞。緣於外戚、累原其罪（宋本『冊府元龜』卷三〇七外戚部八・貪贖「中華書局、一九八九年」七六〇頁）。

(76) 梁高祖武皇帝、父諱順之、齊書有傳。武帝受禪、武尊文帝。文帝第三子恢、封鄱陽王、薨諡忠烈。恢生宜豐侯循、循生唐太子太保造（『因話錄』卷三商部下「上海古籍出版社、一九七九年」八九頁）。

(77) 煬帝蕭皇后、梁明帝歸之女也（『隋書』卷三六煬帝蕭皇后伝、一一一一頁）、蕭歸字仁遠、梁昭明太子統之孫也（『隋書』卷七九外戚・蕭歸伝、一七九一一頁）。

(78) 恭皇帝諱侑、元德太子之子也（『隋書』卷五恭帝紀、九九頁）、煬帝三男、蕭皇后生元德太子昭（『隋書』卷五九煬三子伝、一四三五頁）。

(79) 『旧唐書』卷一高祖紀、七頁。

(80) 『隋書』卷二八百官志下（七八五頁）によれば、隋の太子太保は正二品であり、尚書右僕射は從二品である。これは唐制における官品と異なる。唐初の官品については具体的な規定は不詳だが、いずれにしても、太子太保が尚書右僕射より上位におかれていたことは間違いないであろう。

(81) 『隋書』卷一高祖紀上、開皇元年二月甲子・乙亥の条、一三・一四頁。

(82) この当時の太尉は儀礼を掌る官職としての性格が強く、このような儀礼における場合、正規の太尉ではなく「兼太尉」として兼官で済ませることが多いため、告天冊文の中の「太尉公」も、兼太尉の尊称であった可能性が極めて高い。

(83) 実際に、唐代の記録において裴寂の名や功績が削除・改竄された事実のあったことが、先学によって指摘されている。前掲註（73）仇二〇二〇、一六五～一六七頁を参照。

（東北大学大学院文学研究科博士後期課程）



図 南朝・梁の建康城の建物等の配置 (概念図)

註 (33) 所掲佐川氏論文の 209・213 頁に拠り、筆者作成。

図中の「南郊①～③」は、それぞれ次の期間中に用いられた壇場を表す。

- ①東晋・元帝・太興二年 (319)～宋・孝武帝・大明二年 (458)
- ②宋・前廢帝・永光元年 (465)～
- ③梁・武帝・普通二年 (521)～

Enthronement Etiquette of Abdication in the Wei-Jin and Northern and Southern Dynasties and Sui-Tang Dynasties: Considering Enthronement Place and *gaodai jitian* as Clues

CHAI Dong

During the abdication rite of the Wei-Jin and Northern and Southern Dynasties, the founding monarchs of the new dynasty usually acceded to the emperor's throne in the altar place (*tanchang* 壇場) or the southern suburban altar (*nanjiao* 南郊) and offered sacrifices to heaven in person. In contrast, the founders of the Sui-Tang Dynasties acceded to the emperor's throne in the main hall (*zhengdian* 正殿), and no longer offered sacrifices to heaven in person, but sent an agent whose role was to worship heaven. Although in certain cases researchers have mentioned this change, it is mainly investigated from the aspect of etiquette, especially the change of enthronement etiquette and the normalization of vicarious conduct (*yousi sheshi* 有司攝事). Therefore, it is necessary to discuss this topic from different perspectives.

This study explores the reasons for the changes in enthronement etiquette of abdication in the Wei-Jin and Northern and Southern Dynasties and Sui-Tang Dynasties. Consequently, it analyzes the location of the Chancellor of State's residence (*xianguo fu* 相國府), those who received abdication (*shoushan zhe* 受禪者) in Wei-Jin and Northern and Southern Dynasties and Sui-Tang Dynasties, as well as the relevant political situation in the Sui-Tang Dynasties at the time of abdication, further clarifying the influence of factors, other than the ritual system, on the formation and change of the enthronement ceremony. Therefore, this study investigates the effects of two aspects, namely, the location of enthronement and the executor of the proclamation to heaven, on dynastic change (*gaodai jitian* 告代祭天) at that time.

We find that the changes in the enthronement etiquette of the Sui-Tang Dynasties' founding monarch are not caused primarily by the internal ceremo-

ny system, but by an expedient measure based on the location of the Chancellor of State's residence and the political situation at the time. Therefore, this directly reflects the difference in abdication between the Wei-Jin and Northern and Southern Dynasties and Sui-Tang Dynasties. Moreover, even though the executor of *gaodai jitian* changed from emperor to agent during the Sui-Tang Dynasties, Yang Jian 楊堅 and Li Yuan 李淵 took an extremely cautious attitude about the selection of the agent on the day of the ceremony.

The Role of Xiyuan in Luoyang and its Water System in the Sui and Tang Periods

UTSUNOMIYA Miki

The imperial garden was a private garden that made up the pre-modern Chinese capital together with the palace and residential areas. The garden was located on the north side of Sui-Tang Chang'an 長安 City, while Xiyuan 西苑 was located on the west side of Luoyang 洛陽 City. In this article, the author explains how Xiyuan's location related to the purpose of defense against the western peoples and the use of the terrain formed by the rivers.

In the eastern part of Xiyuan, Sui Yangdi 隋煬帝 established water facilities and production activities to manage water on a daily basis while supporting entertainment and regulating the water supply to the city, while in the western part, a variety of free-range animals were maintained for use in ritual sacrifices and as a symbol of the emperor's dignity and assets. The Tang emperors abolished these facilities, building palaces in the mountainous areas for use as hunting bases and summer vacation houses, and showed a gradually diminishing interest in water. The fact that there was no major flood damage in the Sui period while such damage occurred frequently in the Tang period indicates that the water management in Xiyuan was extremely important for Luoyang City downstream, as well as reflecting Yangdi's reverence for and